

公立大学法人新潟県立大学の修学支援制度における授業料等減免に関する規程

(令和2年1月28日規程第1号)

(趣旨)

第1条 この規程は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「法」という。）による修学支援制度の適切な運用を図るため、新潟県立大学学則第63条の規定に基づき、修学支援制度における授業料等減免について、法、大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年施行令第49号。以下「施行令」という。）及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(授業料等減免)

第2条 授業料等の減免額は、施行令第2条第1項に定める額とし、施行規則に定める基準及び方法に従い授業料等の減免を行うものとする。

(入学料の納付留保)

第3条 入学後に法に基づき授業料等の減免を受けようとする者は、入学手続きの際、所定の書類を添えて、その旨を申し出なければならない。

2 前項の申出をした者については、新潟県立大学授業料等に関する規程第4条第3項の規定に基づき入学料の納付を留保するものとする。ただし、当該申出をした者のうち、選考の結果、不認定となったものについては、同規程第4条第4項の規定に基づき、納付方法、納付期限を指定し納付を求めるものとする。

(授業料等減免の申請)

第4条 授業料等減免対象者の認定を受けようとする者は、授業料等減免の対象者の認定に関する申請書を、大学が指定する期日までに提出しなければならない。

2 授業料の減免を継続して受けようとする者は、授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書を、大学が指定する期日までに提出しなければならない。

3 授業料等減免対象者の認定を受けようとする者で、独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）に定める学資支給金（給付奨学金）を併せて受給しないものは、第1項に定める申請書に文部科学省が定める書類を添付しなければならない。

(応急採用)

第5条 予期できない事由により家計が急変した者で、施行規則に定める基準に該当する者は、前条第1項及び第2項による指定期日にかかわらず、授業料等減免の申請ができるものとする。

(減免の決定)

第6条 学長は、第4条及び前条の規定による授業料等減免申請の内容を審査し、その選考結果を、申請者に通知するものとする。

(適格認定)

第7条 学長は、授業料減免の認定を受けた全ての者（既に取消となった者を除く。）について、適格認定を行う。

2 学長は、前項の規定による適格認定を行った場合は、認定結果を授業料減免対象者へ通知する。

(警告)

第8条 学長は、授業料等減免対象者に対し、施行規則に定める基準により警告を行う。

(減免の取消)

第9条 学長は、授業料等減免対象者に対し、施行規則に定める基準により減免の取消を行う。

(認定の効力の停止)

第10条 学長は、授業料等減免対象者が施行規則に定める停止の基準に該当した場合は、授業料等減免対象者の認定の効力を停止し、その旨を申請者に通知するものとする。

(国籍・在留資格等の変更)

第11条 授業料等減免対象者が、施行規則に定める支援の対象となる在留資格を有する者であって、国籍、在留資格等に変更が生じた場合は、学長へその旨を届け出なければならない。

(生計維持者の変更)

第12条 授業料等減免対象者は、生計維持者に変更が生じた場合は、学長へ届け出なければならない。

(授業料等減免の支援停止及び再開)

第13条 授業料等減免対象者が認定の効力の停止を希望する場合は、学長へ申出なければならない。

2 授業料等減免対象者が認定の効力の停止の解除を希望する場合は、学長へ申出なければならない。

(委任)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

1 この規程は、令和2年2月1日から施行する。